

意見書案第1号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担2分の1復元を図るための2017年度政府予算に関する意見書

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童、生徒数や教員1人当たりの児童、生徒数が多くなっている。また、障害者差別解消法の施行に伴う障がいのある子供たちへの合理的配慮への対応、外国につながる子供たちへの支援、いじめ、不登校などの課題など、学校をとりまく状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大している。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加している。こうしたことの課題解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要になる。

しかし、第7次教職員定数改善計画の完成後10年もの間、国による改善計画のない状況が続いている。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要である。

全国の自治体の中には、厳しい財政状況にもかかわらず、独自財源により35人以下学級を実施している自治体もある。このことは、自治体の判断として、少人数学級の必要性を認識していることの表れであり、国の施策として財源保障が必要と考える。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体負担は2分の1から3分の2に引き上げられた。その結果、自治体財政を圧迫するとともに、非正規教職員の増大などにみられるように教育条件格差も生じている。子供たちが、全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請のはずである。

子供の学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。

よって、逗子市議会は、国に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 子供たちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持し、国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月23日